1　認定に係る時刻証業務の名称　タイムスタンプサービス iScign
2　認定に係る時刻証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　9ea2　f48d　6269　2213　9ced　0601　a565　3abe　0652　dc2d
3　認定に係る時刻証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　edce　6a07　ee6c　914a　409a　2a3b　cd11　6c76　fb26　9b87　bde3　91f4　197e　b27b　817e　6435
4　認定に係る時刻証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　e9a8　30c9　e506　538b　4ed0　cb77　3ca3　ffad　3597　ee57
5　認定に係る時刻証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　22d6　8c5e　6f34　e0d5　0e1f　217a　44ad　c2eb　2480　e7c9　1031　edd4　8f4e　9da9　480d　9b92
6　認定に係る時刻証業務を行う者の法人番号　8021001026306
7　認定に係る時刻証業務を行う者の名称　サイエンスパーク株式会社
8　認定に係る時刻証業務を行う者の名称の英語表記　SCIENCEPARK Corporation
9　認定に係る時刻証業務を行う者の住所　神奈川県座間市入谷西三丁目24番９号

○総務省告示第二百七十八号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務を令和七年八月八日付けで認定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年八月二十二日

総務大臣　村上誠一郎

1　認定に係る時刻証業務の名称　ウインヴアークタイムスタンプサービス
2　認定に係る時刻証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　0a1d　9cc6　baf0　fe0c　3910　0514　8d10　9b49　71e4　1474
3　認定に係る時刻証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　7040　6662　a07e　0935　e332　3cb2　f09e　7286　12e1　283e　2ab4　3282　637c　e2a2　dd83　e291
4　認定に係る時刻証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　0548　c03e　9109　11ea　f05b　1cd3　3c46　1522　364b　95d7
5　認定に係る時刻証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　eda9　2bab　9615　e835　097d　acea　b328　ab34　625c　a0bb　ae58　ed7c　edfb　7464　1808　9deb
6　認定に係る時刻証業務を行う者の法人番号　9010001174206
7　認定に係る時刻証業務を行う者の名称　ウインヴアーク１ｓｔ株式会社
8　認定に係る時刻証業務を行う者の名称の英語表記　WingArc1st Inc.
9　認定に係る時刻証業務を行う者の住所　東京都港区六本木三丁目２番１号

○外務省告示第三百十七号

令和七年八月八日にパナマで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がパナマ共和国政府との間に行われた。

令和七年八月二十二日

外務大臣　岩屋　毅

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、パナマ共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とパナマ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三千八百二十八億四千四百万円（三八二、八四四、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、パナマ首都圏都市交通三号線整備計画（フェーズ２）（第一期）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、パナマ共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、パナマ共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、六年の据置期間の後十四年とする。

(b)　年間の利子率は、適用可能な東京リスク・フリー・レートであって六箇月間の貸出しに適用されるものに年〇・九パーセントを加えたものとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、(b)に規定する利子率が〇・一パーセントよりも低い場合には、利子率は、年〇・一パーセントとする。

(d)　(b)及び(c)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用に供される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・五五パーセントとする。

(e)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3(1)(3)　借款は、パナマ共和国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行った支払又は将来行う支払であって、計画の実施のために必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で既に締結された契約又は締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(1)(e)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　パナマ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

5　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してパナマ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためパナマ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

6　パナマ共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してパナマ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してパナマ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してパナマ共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してパナマ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(e)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の購入に関してパナマ共和国において課される全ての付加価値税